

## 主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」枠囲み表示の追加について

2026年3月23日

一般社団法人健康食品産業協議会  
公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
特定非営利活動法人日本抗加齢協会  
公益社団法人日本通信販売協会

表記の件、消費者に商品の情報を正しく提供するために小容量の飲料など主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」である旨の表示基準を検討してまいりました。今回、新たに『機能性表示食品』適正広告自主基準（第3版）」に下記の内容を追加いたします。

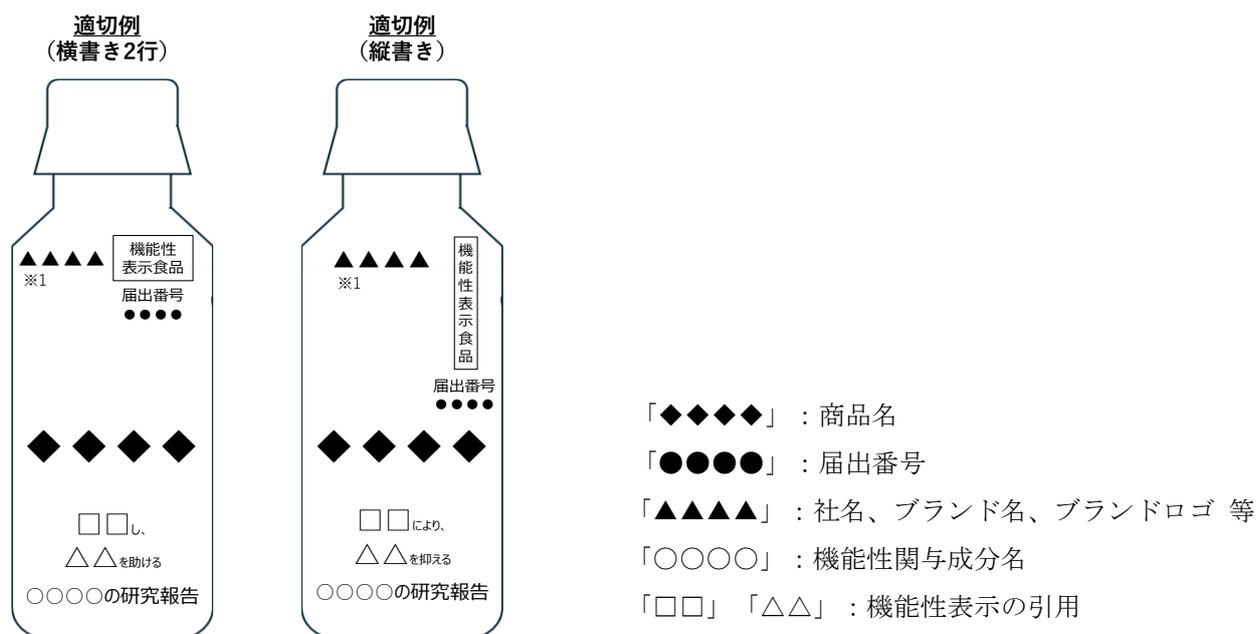
### 【表示基準】

#### 別添資料：主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」枠囲みの表示基準

チューインガムや小容量の飲料など主要面の表示面積が小さい商品においては、「7. 容器包装表示における留意事項」に加えて、次の基準を設ける。

「機能性表示食品」を1行で記載できない場合や1行で記載すると一目で視認できない場合、販売実績があり主要面のデザインを変更すると消費者の商品選択に支障が生じるおそれがある場合は、「機能性表示食品」を横書き2行もしくは、縦書きで表示して差し支えない。「機能性表示食品」を縦書きで表示する場合は、四角枠囲みした「機能性表示食品」の一部がおおむね上部に表示され、近接位置には届出番号のみを表示し他の表示と区別して視認できるよう留意すること。

#### <主要面の表示面積が小さい商品における「機能性表示食品」である旨の適切な例>



※1：「機能性表示食品」の枠囲みの両端直線上に挟まれた領域に表示しないこと。

以上